

川口市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号から第3号までに掲げる事務
子どもの健やかな成長のための環境の整備並びに子ども及び子どもの保護者に対する支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項について調査審議させるため、川口市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号から第3号までに掲げる事務
- (2) 市長の諮問に応じて、子ども・子育て支援法第77条第1項第4号に規定する子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に規定する市町村行動計画の策定及びその推進に関し必要な事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市内の民間団体から選出された者
- (3) 知識経験者
- (4) 学識経験者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第8条 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、子ども・子育て会議の委員のうちから会長が指名する者及び次条の規定により部会に置かれる特別委員をもって組織する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を子ども・子育て会議に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

7 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(特別委員)

第10条 部会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該特別の事項について専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、解任されるものとする。

(庶務)

第11条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の後最初に委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

生きがいきづくりアドバイザー	日額	7,000円
----------------	----	--------

」を

「

生きがいきづくりアドバイザー	日額	7,000円	
子ども・子育て会議	会長	日額	7,800円
	委員	日額	7,200円

」に

改める。